



男女共同参画 information



令和3年9～12月の予定表

- 9月** 1日(水) 女性相談(要予約)
5日(日) あいセンター無料開放日
25日(土) あいアカデミー基礎講座 第2講座
27日(月) マザーズジョブカフェ 出張セミナー
- 10月** 3日(日) あいセンター無料開放日
6日(水) 女性相談(要予約)
9日(土) あいセンター講座
12日(火) あいアカデミー特別講座 (女性社員向け研修①)
19日(火) あいアカデミー特別講座 (女性社員向け研修②)
25日(月) 女性のための巡回相談会
29日(金) あいアカデミー特別講座 (管理職・人事担当者向け研修)
- 11月** 5日(金) 女性相談(要予約)
7日(日) あいセンター無料開放日
12日(金)～25日(木)
配偶者等からの暴力をなくす啓発期間
25日(木) マザーズジョブカフェ 出張セミナー
- 12月** 1日(水) 女性相談(要予約)
5日(日) あいセンター無料開放日
27日(月) 女性のための巡回相談会
28日(火)～1月4日(火)
あいセンター年末年始休館日

育児・介護休業法が変わります！

2021年6月3日、改正「育児・介護休業法」が成立しました。男性が育児休業を取得しやすくするため、令和4年から段階的に施行される新しい育児・介護休業法の改正ポイントを一部紹介します。

1 出生時育休（男性版産休）を新設

(令和4年秋～)



これまでの育休に加えて、男性が、子どもの出生後8週間以内に計4週間分の休みを取得できる「出生時育児休業（男性版産休）」が新設されます。

2 育休取得の働き掛けを義務化

(令和4年4月1日～)

育休を取得しやすい雇用環境を整備し、妊娠・出産を申し出た労働者（本人または配偶者）に対する個別の制度周知と意向確認の措置が事業主の義務になります。



3 育休取得状況の公表が義務に

(令和5年4月1日～)



従業員が1,000人を超える企業には、年に1回、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。

4 育休を分割して再取得可能に

(令和4年秋～)

これまでの育児休業は、原則として子どもが1歳になる前に復職しても、再取得できませんでした。しかし、今回の法改正で、夫婦それぞれが2回まで分けて取得できるようになります。



11月12～25日は「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」です。パープルリボン、「女性への暴力根絶のシンボル」です。

